

有望選手活動支援事業実施要項

平成 30 年 9 月 12 日決定
(平成 30 年 10 月 18 日一部改正)
(令和 元年 5 月 15 日一部改正)

1 目的

本道の競技力の向上を図るため、将来有望な選手でありながら、経済的理由により競技活動を継続することが困難なジュニア選手を予算の範囲内で支援する。

2 対象者

支援対象者は次のすべてに該当すること。

- (1) 道内の高等学校に在籍していること。
- (2) 公益財団法人北海道スポーツ協会加盟競技団体に所属していること。
- (3) 全国高等学校総合体育大会、又はこれと同等以上の大会において優秀な成績を修めていること。
- (4) 経済的理由により奨学金等を受給している者。

3 支援内容

支援内容は、次のとおりとし、1人20万円以内で金銭で給付する。

- (1) 競技に直接必要な用具代。
- (2) 競技のための遠征、合宿、大会参加に係る交通費及び宿泊費。
- (3) 競技のためのトレーニングに要する施設及び器具使用料（個人使用に限る。）

4 申込み

支援を希望する者は、別紙により、公益財団法人北海道スポーツ協会に申請する。

5 支援対象者の選定

支援対象者については、公益財団法人北海道スポーツ協会と北海道にて協議し決定する。

6 支援方法

公益財団法人北海道スポーツ協会が支援決定者に支払手続きを行う。

7 その他

本支援事業の申請に係る取扱等は、別に定める。